

◆特定健診のご案内

40歳から74歳までの国保加入者の方へ

今年も特定健康診査・特定保健指導が始まり、5月から各地区での健診を行っています。

この健診はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。生活習慣病は発症するまではほとんど自覚症状がありません。だからこそ、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを見つける健診が重要になります。

特定健診の健診料（自己負担）は無料です。対象の方には受診券を発行していますので、「公民館などの集団健診」または「医療機関での個別健診」のどちらかで、1年に1回は受診しましょう！

健診会場、受診できる医療機関は受診券送付時の添付書類や毎月の広報（集団健診）または市のホームページをご覧ください。

■対象／今年度40歳から75歳になる方（長期入院者・妊婦・海外滞在者を除く）

■健診料／無料（特定健診の検査項目に限る）

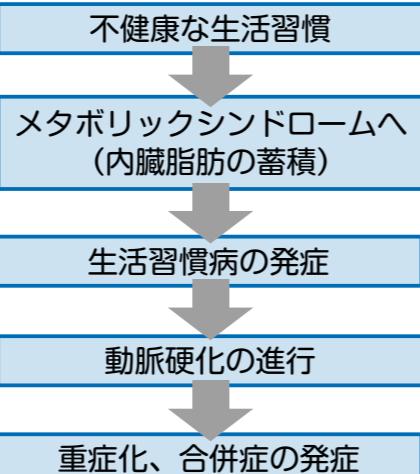
■受診券の有効期限／平成27年1月31日（土）

*まだ特定健診を受けていない方で、平成27年2月、3月に人間ドックを受診される方は国保係までお問い合わせください。

■備考／受診券をなくされた方、平成26年4月2日以降に国保資格を取得された方（受診券が発行されていない方）はご連絡ください。

*国保の受診券を持っていても、国保資格がなくなった方はその受診券は使えませんのでご注意ください。

生活習慣病はこうして進む！



死因の6割、医療費の3割は生活習慣病です！

生活習慣病は不健康的な生活習慣を改善しないまま放置することによって引き起こされます。

現在、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、日本人の死因の6割、国民医療費の3割を占め、深刻な状況となっています。

◆ジェネリック医薬品の利用推進のお願い

医療費全体の約3割を占める薬剤費の軽減を目的に、国をあげてジェネリック医薬品の使用を推進しています。

市では、国保被保険者のうち、慢性疾患などで通院し、薬を処方されている方を対象に、ジェネリック医薬品に変更した場合に薬代の自己負担額がいくら安くなるかをお知らせする差額通知書をお送りしています。

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、必ず、主治医や薬剤師に相談してください。その際に、差額通知書を初めてお送りするときに同封されている「ジェネリック医薬品お願いカード」をご利用ください。このカードは、国保係でもお渡ししていますので、希望される方はご連絡ください。

「ジェネリック医薬品」ってなに？

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。効果や安全性が認められて医薬品として承認を得るまで長い時間がかかっている新薬には、製造・販売の特許期間があります。この特許期間の切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られる後発薬がジェネリック医薬品です。

新薬と同様、薬事法による厳しい規制が定められており、これらの基準をクリアした安全な薬です。大きさや味など、飲みやすく工夫されているものもあります。

◆医療機関でもらう「明細書」を活用しましょう！

医療機関で診療を受けると、一部の医療機関を除いて、「領収書」とともに「明細書」が無料で発行されます。「明細書」を確認すると、具体的な診療行為の項目名や点数など、かかった費用の内訳などがわかります。また、「明細書」を活用することで、次のようなことも可能となります。

①医療の内容をきちんと把握する。

②医療費の内訳を知ってコスト意識を高める。

③病気などに関する疑問を医師などに相談する。
④明細書を保管しておいて、初めてかかる医師などに治療歴を伝える。

医療費は、休日や夜間などは割増料金がかかります。また、安い重複受診は、初診料や検査料の重複ともなります。医療機関にかかるときは、「明細書」などを活用して、ご自身の医療費に関心を持つようにしましょう。

※お問い合わせは、市民課国保係（☎ 880-6555）まで

国保特集

◆平成25年度国民健康保険特別会計の決算状況

歳 入	24年度		25年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
国 保 税	1,193,475	19.6	1,203,406	19.5
国 庫 支 出 金	1,526,715	25.1	1,575,209	25.5
療 養 給 付 費 交 付 金	433,671	7.1	427,457	6.9
前 期 高 齢 者 支 付 金	1,326,584	21.8	1,395,729	22.6
県 支 出 金	303,030	5.0	310,176	5.0
共 同 事 業 支 付 金	765,720	12.6	799,195	12.9
縦 入 金	389,874	6.4	387,192	6.3
基 金 縦 入 金	0	0.0	0	0.0
そ の 他	139,900	2.4	86,690	1.3
計 (A)	6,078,969	100.0	6,185,054	100.0

歳 出	24年度		25年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
総 務 費	68,714	1.1	68,090	1.1
保 険 給 付 費	4,139,656	69.2	4,182,062	68.9
後 期 高 齢 者 支 援 金	626,434	10.5	660,039	10.9
前 期 高 齢 者 納 付 金	638	0.0	665	0.0
老 人 保 健 抛 出 金	33	0.0	29	0.0
介 護 納 付 金	279,121	4.7	299,528	4.9
共 同 事 業 抛 出 金	725,470	12.1	759,540	12.5
保 健 事 業 費	32,482	0.5	33,512	0.6
そ の 他	106,358	1.9	66,789	1.1
計 (B)	5,978,906	100.0	6,070,254	100.0

収支差(決算剰余金) (A)-(B)	100,063		114,800	
縦 越 金	59,579		57,814	
基 金 積 立 金	40,484		56,986	

平成25年度の歳入総額は61億8,505万円で前年度比101.7%、歳出総額は60億7,025万円で前年度比101.5%でした。

歳入では、国保税が収納向上の取り組みなどにより前年度と比べて993万円の増で12億341万円、国庫支出金が4,849万円の増で15億7,521万円、前期高齢者交付金が6,915万円の増で13億9,573万円、療養給付費交付金が621万円の減で4億2,746万円となっています。

歳出では、主に医療費である保険給付費が全体の

約7割を占めており、前年度と比べて4,241万円の増で41億8,207万円、後期高齢者支援金が3,361万円の増で6億6,004万円、介護納付金が2,041万円の増で2億9,953万円となっています。

その結果、平成25年度は1億1,480万円の決算剰余金が生じましたが、平成26年度で5,781万円の国・県等への返還金が生じる見込みですので、同額を平成26年度に繰り越し、残額の5,699万円を財政調整基金に積み立てました。

◆被保険者数、保険給付費などの推移

南国市の国保被保険者数は、平成19年度から減少が続いている。年齢構成をみると、65～74歳までの割合が全体の約37%を占めていて、年々増加しています。保険給付費と1人当たり医療費は、高齢者の増加や医療の高度化などにより、共に年々増加しています。今後もこの状況は続くものと見込まれます。

